官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務一八）　二
○矯正管区組織規則の一部を改正する省令（同一九）　三
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（文部科学一二）　二九
○国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令の一部を改正する省令（同一三）　三〇
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三六）　三〇
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産二〇）　三一
○ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（経済産業二〇）　一〇二
○テレビ受像機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（同二一）　一〇五
○電気洗濯機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（同二二）　一〇八
○電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（同二三）　一一一
○複写機の製造等の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（同二四）　一一四
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（厚生労働一一三）　一一六
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（農林水産四三二）　一一九
〔その他告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学六五）　一三三
○令和八年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件（厚生労働一一四）　一三三
○道路に関する件（東北地方整備局四九～五二）　一三五
○都市計画に関する件（関東地方整備局九五～一三六）　一三〇
○道路に関する件（近畿地方整備局二三～二五）　一三一
○都市計画に関する件（同二六～三三）　一三一
○道路に関する件（北海道開発局二一、二二）　一三二
○都市計画に関する件（同二三）　一三二
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会の届出に関する公示（金融庁）　一三三
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（宮城労働局最低工賃公示一）　一三五